伊平屋村高校生保護者交通費負担軽減支援事業要綱

（目的）

第１条　伊平屋村を島発ちし就学した高等学校等の保護者が、学校行事参加に係る地理的条件による経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができるよう学校行事参加のための交通費・宿泊費を１年度３回を上限に予算の範囲内で助成するものとする。

（助成対象者）

第２条　交通費等の助成は、伊平屋村内に住所を有する沖縄本島の高等学校へ通う保護者で、高等学校行事に参加した者とし、生徒１人につき、保護者２名を補助対象とする。ただし、次の各号に該当する場合は対象外とする。

(1)　保護者が本村に住所を有せず、居住の実態がない場合

(2)　個別で対応した行事の場合（学校より指導等による交通費）

(3)　その他教育委員会が不適当と認めた者

（助成金額）

第３条　交通費の助成は、伊平屋村から学校所在地までの交通費（船賃、バス賃等）、宿泊費とし、別表１を上限とする。

（補助金の申請）

第４条　助成を受けようとする者は、高校生保護者交通費支援補助金申請書（様式第１号）及び領収書等添付書（様式第２号）に次の各号の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1)　学校行事が分かる要項等（内容が分かるもの）

（助成の決定）

第５条　助成申請書の提出があった場合、教育長はその内容を審査の上、助成を行うかどうかを決定する。申請が認められないときは、却下通知書（様式第２号）により却下の通知を行うものとする。

（助成金の交付）

第６条　助成を行うことを決定した場合は申請者に対して速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第７条　教育長は、偽りその他不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、当該交付を受けた者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第１号（第３条関係）

項目	内容	上限金額
船賃	※沖縄県離島住民等交通費コスト負担軽減事業を実施に伴う船賃の還付金を除いた金額とする。	7,170　円
交通費	公共交通（バス・モノレール）、高速料金、ガソリン代など	4,900　円
宿泊費	公共施設に宿泊費用。※自宅や親戚等へ宿泊した場合は非該当。	8,000　円